

7 建築第 530 号
令和 7 年 4 月 30 日

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部建築指導課長
(公 印 省 略)

「都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」の一部改正について
(通知)

平素は京都府の開発行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、令和 7 年 5 月 1 日から盛土規制法が本格施行されること等に伴い、「都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」(以下「手引」という。)について、下記のとおり(詳細は別紙参照)改正しましたので、通知します。

記

1 改正事項

項目	改正内容	改正箇所
盛土規制法の 本格施行	・宅地造成及び特定盛土等規制法の略称を追加	はじめに
	・盛土規制法みなし許可対象となる開発行為のうち一定規模以上の工事の必要書類に設計者資格確認書類を追加	21, 22 ページ
	・盛土又は切土をする土地の面積及び盛土又は切土の高さを図面の記載事項に追加	28 ページ
	・盛土規制法みなし許可対象分の工事工程表の記載事項に中間検査及び定期報告の予定時期を追加	36 ページ
	・変更許可の場合、盛土規制法みなし許可の場合の標識の掲示方法を追加	38 ページ
	・用語修正(切土又は盛土→盛土又は切土 等)	11, 12, 14, 15, 17, 18, 25, 27～29, 62 ページ
その他所要 の改正	・記載の変更(記載位置変更も含む。)	10～18, 25, 26, 29, 62, 63 ページ
	・参照資料の改訂	25 ページ
	・添付書類に誓約書を追加(令和 5 年 6 月 19 日付け国都計第 44 号の技術的助言への対応)	25, 57 ページ
	・ページずれ等	64-69 ページ, 目次
	・基準日の更新	表紙, 69 ページ

2 適用日
令和7年5月1日

3 その他
・改正後の全文を府ホームページに掲載予定

担 当	建築指導課開発指導係
メー ル	kenchiku@pref.kyoto.lg.jp
電 話	075-414-5344